住所　さいたま市見沼区大字東宮下552番地８
劉磊　昭和57年８月４日生
劉俊毅　平成24年12月27日生
住所　千葉県流山市西初石１丁目743番地35
具幸恵　昭和54年８月21日生
住所　神戸市西区井吹台西町３丁目23番地１
許文　昭和34年１月25日生
橋本ミユキ　昭和38年１月18日生
許美保　平成５年７月17日生
住所　京都市北区紫竹東栗栖町９番地３
許優　平成３年12月２日生
住所　大阪府寝屋川市池田旭町23番21―301号
許聡　平成７年９月20日生
住所　千葉県船橋市旭町４丁目22番５号
金貴之　昭和45年12月10日生
住所　茨城県土浦市おおつ野８丁目24番25―１号
崔眞豪　平成５年12月18日生
住所　福岡市博多区吉塚６丁目４番22―601号
朴理恵　昭和56年６月27日生
住所　長野県松本市新橋５番16号
金在吉　昭和20年12月２日生
朴英順　昭和31年７月２日生
住所　福井県勝山市滝波町４丁目104番地１
金泰浩　昭和23年11月16日生
李貞子　昭和25年１月31日生
住所　千葉県船橋市三咲２丁目８番65号
張慎　昭和59年10月11日生
住所　富山市赤田809番地１
李将浩　昭和59年10月19日生
住所　横浜市西区南軽井沢55番地20
金美花　平成３年12月24日生
住所　東京都大田区東六郷３丁目８番４―1412号
陳祖焰　昭和58年９月10日生
住所　奈良県大和郡山市九条町963番地６
辛聖子　昭和52年11月16日生

○厚生労働省告示第六十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第八号中(1010)を(1011)とし、(590)から(1009)までを(591)から(1010)までとし、(589)の次に次のように加える。

(590)　ドルテグラビルナトリウム・アバカビル硫酸塩・ラミブジン

住所　愛媛県新居浜市新須賀町４丁目５番20号
安東寛　昭和55年９月30日生
住所　大阪府枚方市山之上５丁目24番14号
尹明子　昭和53年７月１日生
住所　大阪府八尾市東山本町５丁目12番５号
尹貴史　昭和60年６月９日生
住所　大阪市住之江区粉浜１丁目18番１号
権綺　平成８年６月27日生
住所　大阪府吹田市南正雀１丁目17番13号
朴明希　昭和61年３月23日生
住所　大阪市住之江区南加賀屋２丁目12番20号
朴良多　昭和63年５月17日生
住所　大阪府豊中市浜１丁目10番５号
金純女　昭和57年11月27日生
住所　大阪市生野区新今里６丁目11番17―801号
梁剛　昭和63年６月26日生
梁健　平成３年８月14日生
住所　大阪市生野区桃谷３丁目９番27号
金明信　昭和53年４月６日生
住所　大阪市天王寺区勝山２丁目３番18―402号
全吉英　昭和47年10月15日生
住所　大阪市生野区生野東３丁目８番７号
金元香　昭和13年８月９日生
玄明枝　昭和42年２月18日生
玄勝雄　昭和46年７月９日生
住所　大阪市浪速区敷津東３丁目５番１―302号
魏梅英　平成元年６月９日生
住所　大阪府羽曳野市伊賀５丁目３番25号
張正人　昭和53年７月28日生
住所　大阪市北区大淀南１丁目３番５―502号
金芙弥　昭和40年９月９日生
住所　大阪市住吉区帝塚山東４丁目10番10号
金武志　昭和50年10月４日生

○農林水産省告示第五百七十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、ＳＵＳジャパン株式会社が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十七年二月二十三日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の事業所の所在地　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号　横浜ランドマークタワー三十八階

変更後の事業所の所在地　神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町百三十四番地　横浜ビジネスパークノースクエアⅠ

○農林水産省告示第五百七十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年十二月二十二日　第十三号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
ＩＣＥＡ（イチェア）　イタリア　ボローニャ県ボローニャ市ナザリオ・サウロ通り二番
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
イタリア　ボローニャ県ボローニャ市ナザリオ・サウロ通り二番

○農林水産省告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県佐久市八幡字向原一一一九の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字湖南字小澤一九七一のイ、一九七一の口、一九七一の八、一九七一の二、一九七七、一九七八、一九七九の一、一九七九のイの二、一九七九の口、一九八〇の一、一九八〇の三、一九八〇のイ、一九八〇のニ、一九八一から一九八八まで、一九八九の一、一九八九の三、一九七から二〇〇二まで、二〇〇三の一、二〇〇三のイ、二〇〇四、二〇〇五のイ、二〇〇五の口、二〇〇六の一、二〇〇六の三、二〇〇七、二〇〇八のイ、二〇〇八の口、二〇一〇のイ、二〇一〇の一、二〇一一から二〇一九まで、二〇二一の一、二〇二一の二、二〇二一の三、二〇二一五、二〇二六、二〇八三の口、二〇八三のイ、二〇八三のニ、二〇八三のホ、二〇八三のヘ、二〇八三のト、二〇八四、字内山二〇二七の四四から二〇二七の五七まで、二〇三〇、二〇三一の一、二〇三一の二、二〇三一の三、二〇三四から二〇三九まで、二〇四〇の一、二〇四〇の二、二〇四一から二〇四三まで、二〇四五から二〇五一まで、二〇五二の一、二〇五二の二、二〇五二のロの二、二〇五三、二〇五四のイ、二〇五四のロ、二〇五五の一、二〇五六の一、二〇五七、二〇五八の一、二〇五八の二、二〇五九から二〇六一まで、二〇六二の一、二〇六二のイ、二〇六三、二〇六四のイ、二〇六四のロ、二〇六五のイ、二〇六五のロ、字大道上二〇九三の四、二〇九三の五